

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部1の項及び別表第2区長の部1の款中「種別割」を「軽自動車税」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。